人と地域がきらめく　文化の薫るまちをめざして

煌（きらめ）くまち　（改定案）
文化振興ビジョン（第三次）

２０２２～２０２６

2022年（令和4年）3月

宇 部 市

※市長挨拶ページ

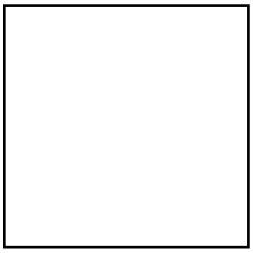

○○○○、○○○○、○○○○
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○

目　　次

1　策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
2　策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
3　対象とする文化芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
4　現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
5　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
6　総合数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
7　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
8　テーマと重点アクション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
9　テーマ別施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
　テーマＡ　アートの薫るまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
　テーマＢ　にぎわいのあるまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○
　テーマＣ　未来に向かうまち　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　○

参考資料

◆宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例・・・・・・・・・・　○
◆宇部市文化振興まちづくり審議会からの答申書・・・・・・・・・・・　○

1 策定の趣旨

文化芸術活動を通して享受する楽しさや感動は、人生の喜び、生きる糧となるもので、日々の暮らしに潤いをもたらし、心豊かな市民生活や活力ある社会の基礎ともいえるものです。

このため本市では、2010 年（平成 22 年）に「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」を制定し、2012 年（平成 24 年）に「煌くまち　文化振興ビジョン（第一次）」【計画期間：2012 年度（平成 24 年度）～2016 年度（平成 28 年度）】を策定し、2017 年（平成 29 年）には（第二次）版【計画期間：2017 年度（平成 30 年度）～2021 年度（令和 3 年度）】へと改定を行い、「文化によるまちづくり」についての取組を進めてきたところです。

このたび、このビジョン（第二次）の計画期間が 2021 年度（令和 3 年度）で満了することから、次の 5 年間を見据えた新たなビジョンを策定します。

なお、改定に際しては、宇部市文化振興まちづくり審議会での審議や、市民アンケートなどで寄せられた市民の意見を反映させるとともに、多文化共生や社会的包摂、文化芸術創造都市などの取組等も視野に入れ、テーマや重点アクション等の見直しを行いました。

2 策定の背景と目的

前回の改定（二次）から、5 年が経過し、その間、国においては、文化芸術基本法の制定など、国・自治体においても、文化芸術施策の中で新たな展開を模索する大きな流れ現れています。

また、多文化共生、社会的包摂やＳＤＧｓなどの文化芸術と密接に関係する社会情勢が急速に浸透し、様々な社会問題・課題にアートの力で解決する取組が広がっています。

下記に、文化芸術を取り巻く様々なことに触れたいと思います。

（１） 文化芸術施策を取り巻く状況

① 文化芸術の意義

文化芸術には、ひとの心を豊かにし、明日への活力をもたらす大きな力があります。人々のお互いの理解や触れ合い・交流を促し、世界に平和をもたらすものとして、これからの社会づくりに限りなく大きな役割を担っています。

また、文化芸術は、地域の特性や独自性を継承し、新たな創造を生み出していく原動力になります 。

本市がかつて経験した、戦災や煤じん公害、地域社会の荒廃に端を発した青少年非行などを克服する過程で、文化芸術が、人々の心に力を与え、精神的な支えとなり、地域住民の心のつながりを回復させるなど 、「心の復興」に大きな役割を果たしたほか、人々が、その土地で生き続けるための礎（いしずえ）となりました。そうした経験から、あらためて、文化芸術の持つ力と意義が再認識されました 。

最近では、様々な社会問題の解決策としてアートを用いたアプローチが日本各地で積極的に行われており、文化芸術の持つ社会的な役割は、ますます拡大しています。

② 国における文化芸術施策の動向

国においては、文化芸術の振興のための基本的な法律として、2001 年（平成 13 年）11 月、「文化芸術振興基本法」（以下「基本法」という）が制定されました。そして、2002 年（平成 14 年）12 月に、この基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定され、2015 年（平成 27 年） 5 月には、第４次基本方針が策定されました。

また、2012 年（平成 24 年６月）には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（劇場法）が制定され、劇場、音楽堂等の位置付けや役割等が明確化されました。そして、2013 年（平成 25 年）3 月には、「劇場、音楽堂等の活性化のための取り組みに関する指針」が策定され、取り組むべき具体的な事項等示ました。

さらに、2017 年（平成 29 年）6 月には文化芸術振興基本法の改正により、名称も「文化芸術基本法」と変更されました。

この改正では、文化芸術の振興のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが示されたほか、地方自治体においても、国が定める「文化芸術推進基本計画」を考慮し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定（努力義務）が明記されました。

2018 年（平成 30 年 6 月）には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、2019 年（平成 31 年 3 月）には、同法律に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

このように、国においては、基本法の施行以降、文化芸術を重要な施策として位置付け 、文化芸術施策を積極的に推進しています。

（2）多文化共生

日本に暮らす在住外国人は、近年増加の一途をたどり、外国人登録人口をみると 2020 年（令和 2 年）には 280 万人にも達しています。

経済のグローバル化や人口減少の進展の中で、在住外国人の数は、今後も増加していくものと予想され。また、在住外国人が日本に定住する傾向が強まるとともに、その家族も増加し、日本で育つ在住外国人の子どもも多くなっています。

このような中、2006 年（平成 18 年）3 月には、総務省が設置した「多文化共生の推進に関する研究会」が「多文化共生推進プログラム」を公表した。「多文化共生推進プログラム」は経済財政諮問会議で取り上げられ、在住外国人の生活環境整備に向けて省庁横断的な検討が始まりました。

そして同年 12 月には、「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」が取りまとめられた。さらに、地方自治体においても、在住外国人の生活に関する様々な課題について検討する動きが在住外国人の集住する都市を中心に進んでおり、全国的に在住外国人に関する施策への関心が高まっている。

こうした近年の在住外国人への関心の高まりの中、様々な場面で「多文化共生」という言葉が使用されることは増えています。

「多文化共生」とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと」と考えられます。

すなわち、在住外国人を日本社会の構成員として捉え、多様な国籍や民族などの背景を持つ人々が、それぞれの文化的アイデンティティーを発揮できる豊かな社会を目指すことを指しています。

前述の「障害者による文化活動の推進」とも合わせ、様々なルーツを持つ人々が、地域の

文化活動を推進したり、鑑賞することのできる環境整備やこのような考え方の普及促進が自治体に求められています。

（３）社会的包摂

現在の日本において、「社会的包摂（Social Inclusion)」を社会政策の基本概念とし、すべての人が潜在的に有する能力をフルに発現できる社会（包摂する社会）を構築することが不可欠です。その理由は、次の３つがあげられます。

第１に、日本の人口、とりわけ地方都市の人口が大きく減少することがほぼ不可避である中で、地域社会の機能を維持・発展させるためには、市民一人ひとりがかけがえのないメンバーとして社会参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが必要です。

女性、高齢者、家族の育児や介護を抱える個人、障害や疾病を抱える個人、外国人などの人々は、「社会的弱者」とみなされることもありますが、その多様な経験を通じて貴重な人的資源とも言うべきものを有する人々でもあります。

すべての人が、社会に参加できるように社会を変容していく必要があると考えられます。

第２に、社会的包摂の概念が、日本における有償・無償の労働の質の問題に直結すると考えられるからです。

欧州における社会的包摂政策の中心は雇用促進ですが、日本においてはワーキング・プア（働いていても所得が貧困基準以下の人々）や長時間労働など、労働の「質」の問題が存在し、働くことが社会的包摂を意味していないことがあります。

労働政策に社会的包摂の概念を組み込むことは、特に日本においては重要です。

第３に、財政事情が厳しい中でこそ、全体としての優先順位を確認し、どのセーフティネット機能を堅持し充実するべきなのか、国民的合意を練り上げる必要があります。

その際に、社会的包摂は目指すべき社会の基礎概念となり得えます。

現在は、国民の多くが現在及び将来に対する漠然とした不安を抱えており、そうした不安を払しょくするためには、政策の直接の影響を受ける当事者や、政策運営の担い手となる行政やＮＰＯ法人などの関係者をも含めた国民的議論の場を設け、将来の社会像を明確に共有することが不可欠であると考えられます。

また、経済的な困難を抱えた世帯の子どもなどを、地域社会で「包摂」していくことが重要な課題です。経済的支援とは別に、文化芸術活動への参加や鑑賞機会の創出が自治体に求められる役割と考えられます。

（４）創造都市

創造都市（Creative City）とは、グローバリゼーションと知識情報経済化が急速に進展した 21 世紀初頭にふさわしい都市のあり方の一つであり、文化芸術と産業経済との創造性に富

んだ都市です。

産業空洞化と地域の荒廃に悩む欧米の都市では、1985 年に始まる「欧州文化首都」事業など「芸術文化の創造性を活かした都市再生の試み」が成功を収めて以来、世界中で多数の都市において行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携のもとに進められています。

世界では、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）も、文化の多様性を保持するとともに、世界各地の文化産業が潜在的に有している可能性を都市間の戦略的連携により最大限に発揮させるための枠組みとして、2004 年より「創造都市ネットワーク」事業を開始し、7 つの分野で創造都市を認定、相互の交流を推し進めています。

日本では、神戸市（デザイン）、名古屋市（デザイン）、金沢市（工芸）、札幌市（メディアアート）、鶴岡市（食文化）、浜松市（音楽）、丹波篠山市（工芸）、山形市（映画）、旭川市（デザイン）の 9 都市が認定を受けており、他にも多くの都市が認定に向けて活動を行っています。

日本においても、創造都市の普及推進活動を担う「創造都市ネットワーク日本（CCNJ：Creative City Network of Japan)」が、2013 年 1 月に設立されました。

創造都市ネットワーク日本（CCNJ）は、創造都市の取組を推進する（または推進しようとする）地方自治体等、多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携・交流を促進するためのプラットフォームです。

CCNJ は、創造都市に関するあらゆる情報・知見・経験交流のハブ機能を担い、取組主体のサポート役に徹することを基本的な役割とし、国内における創造都市の普及・発展を通じて日本社会の創造的な復興・再生に貢献するとともに、平和で共生的なアジア創造都市ネットワークを構築する礎となることをめざしています。

文化庁では、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、文化庁長官表彰の文化芸術創造都市部門（2007 年度～）、創造都市推進事業（2009 年度～）、創造都市モデル事業（2010～2012 年度）など、創造都市への取組を支援しています。

2014 年 3 月に策定された文化芸術立国中期プランにおいて、2020 年を目途に CCNJ の加盟自治体数を約 170 にすることを目標に掲げ、また、創造都市への取組に意欲のある自治体や団体で構成された創造都市ネットワーク日本（CCNJ）に対しては、文化芸術創造都市推進事業の中で、ネットワークの強化をはじめ、施策研究や意見交換などの取組を支援しています。

宇部市は、2015 年に CCNJ に加盟し、文化芸術活動のより一層の推進を行い、2019 年度には、「現代芸術の国際展部会 in 宇部」を開催しました。

（5）ＳＤＧｓ

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001 年に策定され

たミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

国連持続可能な開発目標（SDGs）、通称「グローバル・ゴールズ」は、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動を呼びかけています。

SDG には 17 の目標があり、気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義などの新たな分野を優先課題として盛り込んでいます。

ある目標を達成するためには、むしろ別の目標と広く関連づけられる問題にも取り組まねばならないことが多いという点で、目標はすべて相互接続的といえます。

SDGs は、パートナーシップと実用主義の精神に基づき、いま正しい選択をすることで、将来の世代の暮らしを持続可能な形で改善することを目指します。

すべての国がそれぞれの優先課題や、全世界的な環境課題に応じて採用できる明確なガイドラインやターゲットも設けられています。

SDGs は包摂的なアジェンダ（国際的な取り組みについての行動計画）として、貧困の根本的な原因に取り組むとともに、人間と地球の両方にとってプラスとなる変化の実現に向け、私たちを団結させるものとなっています。

アヒム・シュタイナーUNDP（国連開発計画）総裁は「2030 アジェンダの支援は、UNDP にとって最優先課題のひとつです。SDGs は貧困、気候変動、紛争など、私たちの世界が抱える喫緊の課題のいくつかに取り組むための共通の計画とアジェンダを私たちに提供しています。UNDP には、前進の原動力として、各国が持続可能な開発に向けた道を歩むための支援ができる経験とノウハウがあります」と呼びかけます。

（６）宇部市における 文化芸術施策の果たす役割

①【宇部市の文化芸術資源】

宇部市は、山口県の南西部に位置し、南部は周防灘に沿い、北端は秋吉台を擁する美祢市に接しています。

厚東川に沿って広がる開作地、南部の海岸線、霜降山、荒滝山などの豊かな自然に恵まれ、長い歴史と伝統の中で、豊かな文化が育まれてきました。

明治中期から盛んになってきた石炭産業など発展を背景に、1921 年（大正 10 年）に市制が施行されてからは、市域の拡大とともに、県西部の中核都市として発展していくなかで、

洋画、洋楽、文学等の分野で優れた芸術家や芸術活動が登場し、本市に、多彩な文化芸術が花開きました 。

また、戦後は、戦災や煤じん公害など荒廃した地域社会の復興の過程で、緑化運動、花いっぱい運動が盛んになり、さらに「まちを彫刻で飾る運動」が広がり、彫刻については、ＵＢＥビエンナーレ（現代日本彫刻展）として脈々として受け継がれています。

このような文化芸術の礎は、祭りなどの伝統文化、赤間硯・琴などの産業文化、手芸などの生活文化も含め、市民による文化芸術活動が盛んな風土や、文化芸術を活かしたまちづくりの推進など、現在の市民生活や本市の文化芸術施策に脈々と受け継がれています。

他の地域にはない、多くの文化芸術資源に恵まれた本市は、今後、文化芸術のまちとして、さらに発展する可能性があります。

②【文化施設】

宇部市渡辺翁記念会館は、宇部市発展の基礎を築いた渡辺祐策翁の遺徳を記念して、翁の関係した 7 事業各社（後の宇部興産（株））の寄付を得て、1937 年（昭和 12 年）に開館しました。

記念会館は著名な建築家、村野藤吾設計の傑作として国内外に広く知られた建造物で、1997 年（平成 9 年）には国の登録文化財、2005 年（平成 17 年）には国の重要文化財に指定されました。宇部市の貴重な文化遺産であり、芸術文化活動の拠点施設です。

さらに、渡辺翁記念会館の隣には、宇部市文化会館、近接の中心市街地には、旧宇部銀行館や多世代ふれあいセンターなどがあります。

③【文化財・伝統文化】

本市には、国の重要文化財として、防長二ヶ国の地図である、慶長国絵図控図周防国・長門国（1605 年頃）、渡辺翁記念会館（1937 年竣工）があり、また、国指定としては、宗隣寺庭園（名勝）などがあります。

さらに、県指定文化財として、岩戸神楽舞（無形民族文化財）、市指定文化財として岡田屋百手神事・居能盆踊り・丸尾十七夜管弦祭（いずれも、無形民俗文化財）などがあります。その他、昔から伝わる神社仏閣等の伝統行事や地域の祭りなど有形・無形を問わず、歴史的にも価値のある文化財が多数あります。

④【産業文化】

市内には、国の登録有形文化財が、沖ノ山電車堅抗石垣、旧桃山 1 号配水池監視廊入口、桃山配水計量室、永山本家酒造場事務所（旧二俣瀬村役場庁舎）などがあり、この内、前３つの文化財は、2007 年（平成 19 年）に、旧宇部銀行館と共に、国の近代化産業遺産に認定されました。

⑤【文化 芸術 団体や 市民活動】

宇部文化連盟

宇部市には、文化の力で戦後の焼け野原となったまちを復興させようと、文化芸術家が集まって誕生した「宇部文化連盟」など、様々な文化芸術団体があります。そうした団体を中心に、市民よる文化芸術活動が盛んに行われています。

特に、写真、絵画、彫刻、茶華道、書道、オーケストラ・吹奏楽をはじめ、合唱やクラシックコンサート、邦楽など市民の音楽活動が盛んなことは、宇部市の文化の大きな特徴のひとつです。また、美術や演劇、舞踊の分野においても、個人やグループでの展覧会や公演が活発に行なわれています。

3 対象とする文化芸術

本ビジョンで対象とする文化芸術の範囲について 「文化芸術」とは、音楽や美術といったいわゆる「芸術」のみを対象とするものではなく、伝統芸能や生活文化などを含む、幅広く多様なものです。

本ビジョンで対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法第 8 条から第 13 条に規定されている文化芸術（「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽」「文化財」）を基本とし、これに本市の風土・気候・ 風景等が有機的に融合した文化的景観など、いわば宇部固有の文化ともいうべきものを加えた「芸術文化」「生活文化」「歴史・景観文化」の 3 つを対象 とします。

芸術文化 「芸術」

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、俳句、短歌、 川柳、工芸技術等

「メディア芸術」

映画、漫画、アニメーション、電子機器等を 利用した芸術等

「伝統芸能」

雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、神楽等

生活文化 「生活文化」

茶道、華道、書道、食文化、囲碁、将棋等

「芸能」

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、民謡民舞、詩吟、奇術等

「民俗文化財」

生活慣習、民俗芸能、民俗技術等

歴史・景観 文化

「文化財」

有形文化財、無形文化財、文化芸術施設等

「景観文化」

宇部市独特の風土に根ざした文化的景観等

4

現状と課題（調整中）

ビジョンの改訂にあたっては、第二次ビジョンの事業進捗状況を踏まえるとともに、市民の文化芸術活動の現状や今後のあり方などに関する「市民アンケート調査」を実施し、その結果を参考としました。

1 第二次ビジョン事業進捗状況

第二次ビジョンでは、計画期間中の各年度に目標指標を設定しており、2019 年度（令和元年度）末までの進捗状況については、以下のとおりとなっています。

各指標の達成状況（92 件）

- 0～49%　1 件
- 50～89%　21 件
- 90～109%　38 件
- 110～149%　14 件
- 150%～　6 件
- 指標なし　12 件

芸術祭への参加・鑑賞者数
文化会館利用率など

彫刻教育普及事業（参加者数）、うべふるさとツーリズム創出事業（参加者数）など

90%以上達成している指標が全体の 56%

[第三次ビジョンでは]

6 割弱の項目が目標値にほぼ到達しており、彫刻教育やうべふるさとツーリズムなど体験型の事業については大幅に上回っています。一方で芸術祭への参加・鑑賞者数や文化会館等利用率などについては目標値を下回っており、第三次ビジョンにおいては、市民の文化活動のＰＲ・支援や文化芸術に関わる人材の育成に向けた取組を一層充実させていく必要があります。

2　市民アンケート調査

(1) 回答者について　　実施時期：2021 年（令和 3 年）5～6 月

・対象者　宇部市民（外国人含む）　　3,000 人

校区別、年齢別の無作為抽出により、アンケート用紙を郵送

・回答数　1,026 人

(2) 調査結果について

「3 年以内に自身で演じたり、創ったり、描いたりなどの文化芸術に関する創作・発表等の活動をしているか」との問いに対して、自身の文化芸術活動については「活動していない」と回答した人が 90.8%でした。

また、「この 3 年間に文化芸術を鑑賞した」と回答した方は 52.9%となっており、文化芸術活動は行っていないが、文化芸術への関心は高いという傾向が伺えます。

直近の3年以内の文化活動者の割合

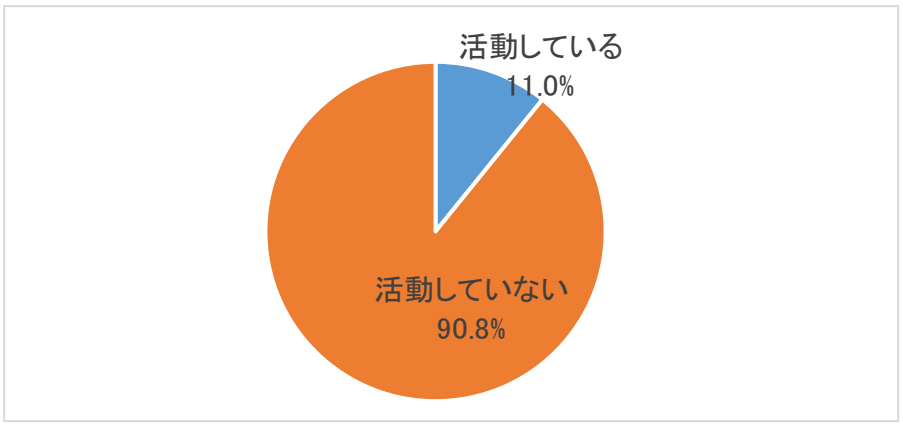

直近の3年以内に文化芸術を鑑賞した割合

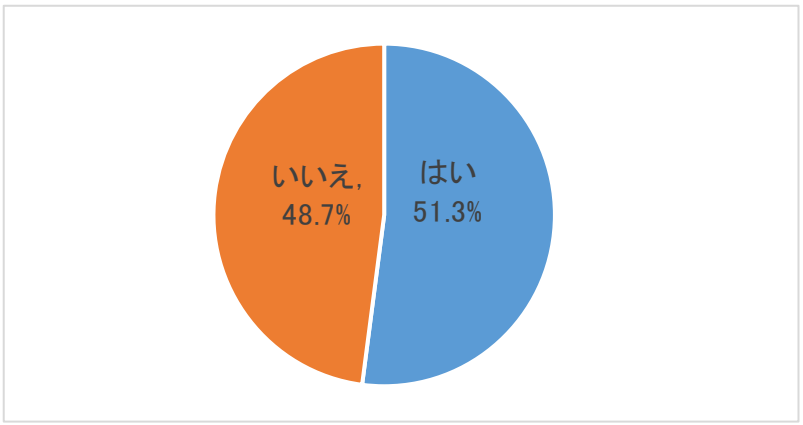

文化活動ができない理由

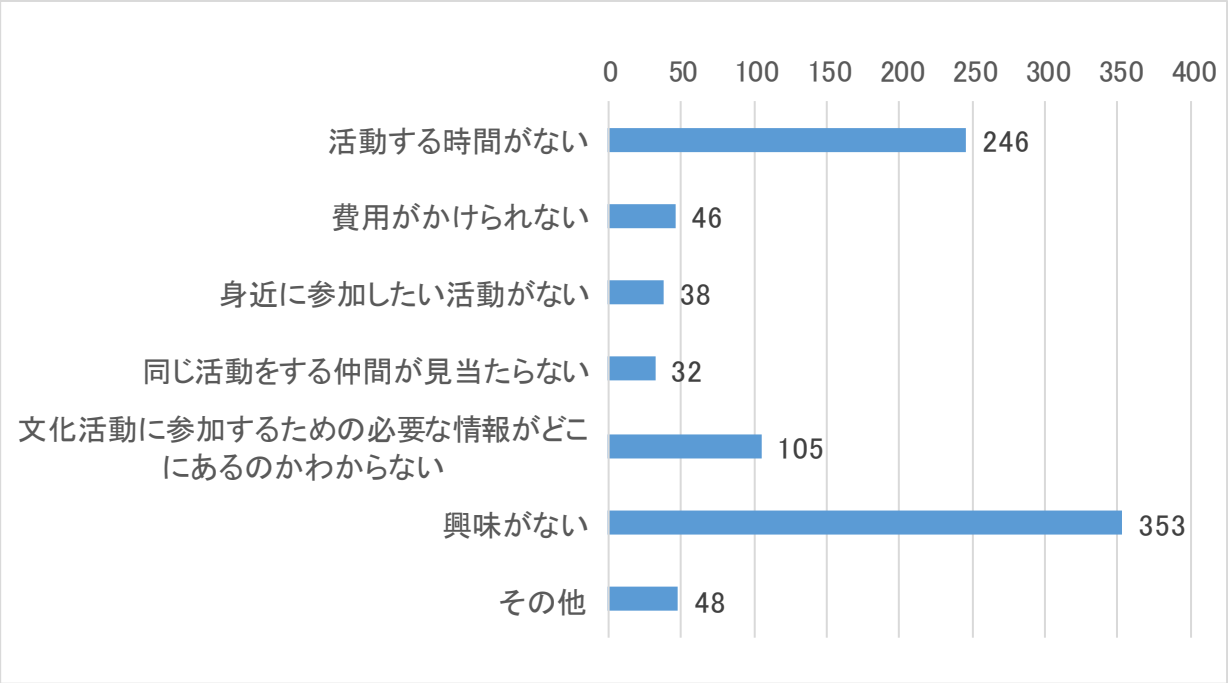

鑑賞しなかった最も大きな理由は？

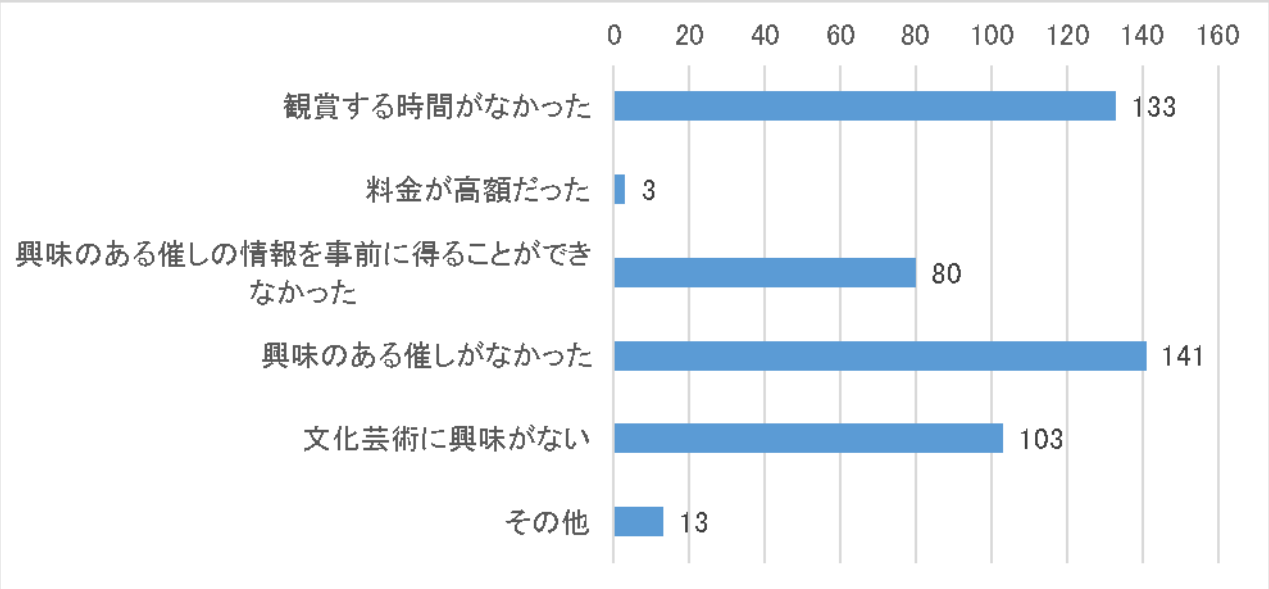

●文化芸術の活動を行っていない・鑑賞していない理由として、「時間的制約」や「身近に参加したい活動や興味がある催しがない」、「情報不足」などが挙げられました。

この結果から市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりとして

⇒　土日や平日夜間のイベント開催など、市民が日常的に文化に触れる・親しめるような環境づくりを行うことが必要です。

⇒　魅力ある多彩な文化イベントの誘致・創出など、参加したい活動や興味がある催しがないと言う人に対して、文化を身近に感じ、文化イベントに関心をもってもらうことが必要です。

⇒　イベントの効果的な周知・ＰＲなど、情報不足によって、文化芸術活動に触れる機会を逃すことのないようにすることが必要です。

また、市民が気づいていない、日々の生活の中にある「文化活動」を実感できる環境づくりとして

⇒　「文化」の幅広さを市民に理解してもらうための働きかけが必要です。
（例）カラオケで歌うこと、展示されている子どもの描いた絵を見ること、テレビで名作映画を見ることも「文化」の一つと捉える。

⇒　いつでもどこでも「文化がある」状況にしていくことが必要です。

子どもたちが文化を引き継ぐ人材となるためには？

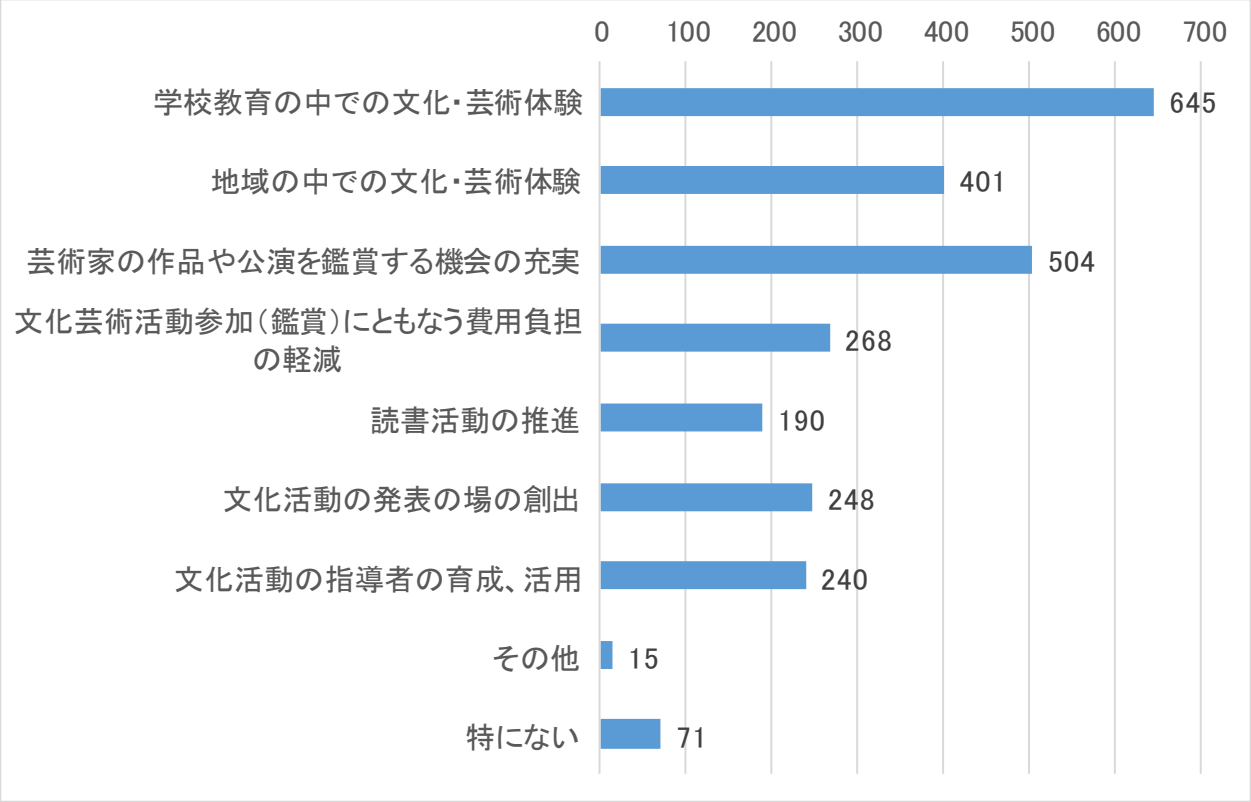

●子どもたちが文化を引き継ぐ人材となるための取組としては、「学校や地域での文化事業の体験が必要」、「公演を鑑賞する機会の充実」などが挙げられました。

この結果から子どもたちが文化を引き継ぐ人材となるために

⇒　学校や地域で、子どもたちが文化に触れる機会を創出したり増加させたりするなど、子どもたちが文化を体験する機会を創りだすことが必要です。

⇒　芸術家の作品や公演を鑑賞する機会を増やすなど、子どもたちの文化芸術に触れる機会を充実させていくことが必要です。

文化によるまちづくりを進めるため、あなたが取り組めることはどのようなことですか

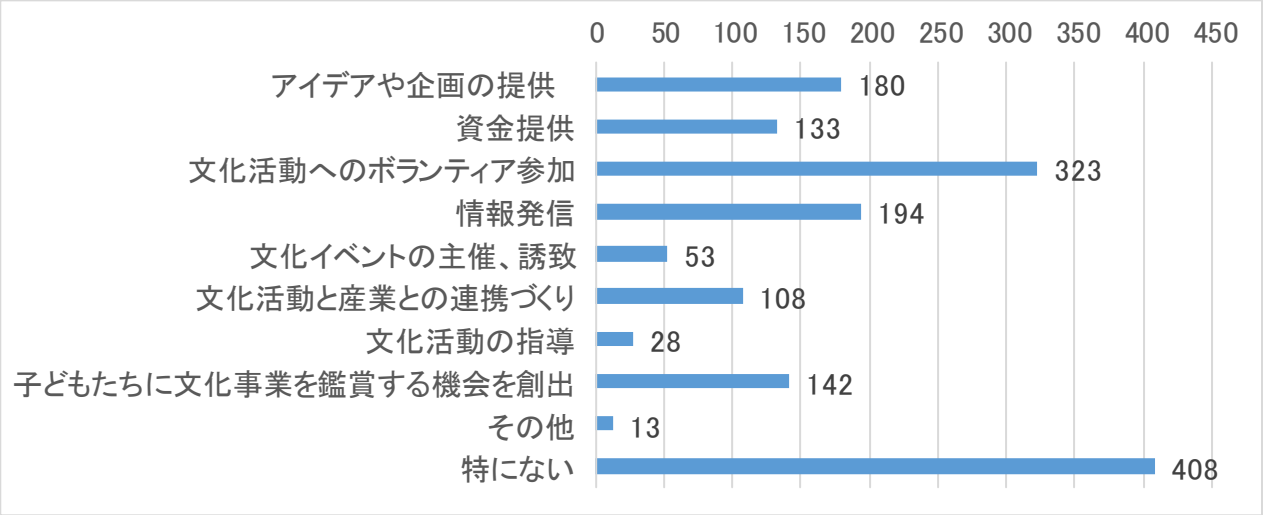

●自身が文化によるまちづくりを進める上で取り組めることとしては、「ボランティア参加」が大きなウエイトを占めました。

この結果から文化によるまちづくりを進めていくために

⇒　文化活動へボランティアで参加する人を増やすなど、ボランティア参加が行いやすい環境整備を行うことが必要です。

5 基　本　目　標

このビジョンの基本目標は、第一次・二次ビジョンの基本目標を引き継ぎ、

『人と地域がきらめく　文化の薫るまち』

とします。

6

総 合 数 値 目 標

文化芸術施策には長期性かつ持続性が求められます。その成果は、短期間では評価しづらいこともあり、また、必ずしも客観的な数値で測れるものではありません。

しかしながら、計画の達成状況を確認・検証し、次につなげていくことは大切です。本ビジョンでは、５年間の取り組みを評価するため、「インターネット市民モニター」を実施し、次のような総合数値目標を設定します。

① 1 年間に鑑賞した文化芸術が 1 つ以上ある市民の割合
2019 年度（令和元年度）：76.8%→ 最終年度：85%以上

② 1 年間に活動した文化芸術が 1 つ以上ある市民の割合
2019 年度（令和元年度）：27.7%→ 最終年度：33 %以上

③鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が宇部市内等である割合
最終年度：85%以上
※宇部市内等：宇部市・山陽小野田市・美祢市・山口市阿知須地区

7 計　画　期　間

計画期間は、2022 年度（令和 4 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 5 年間とします。

ビジョンは、宇部市文化振興まちづくり審議会において、毎年点検と検証を行うとともに、社会経済情勢等の変化も勘案し、必要に応じて見直しを行います。

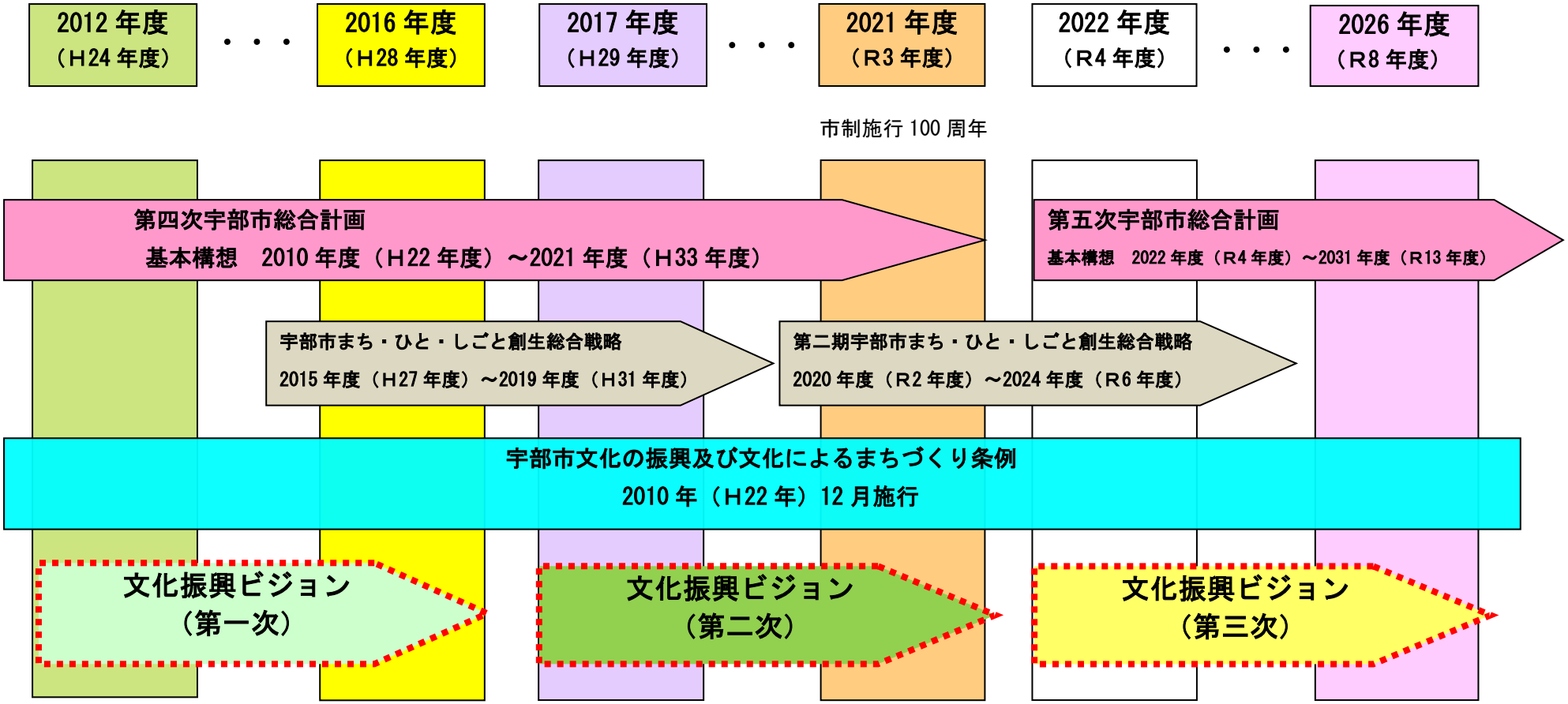

8 テーマと重点アクション

本ビジョンでは、文化施策の方向性をより明確化するため３つのテーマを定め、そのテーマごとに重点的に取り組む事業を、「重点アクション」として位置づけています。
また、「重点アクション」以外に取り組むべき施策を「その他の施策」としています。
※その他の施策は、重点アクションに引き続き明記しています。

テーマＡ　アートの薫るまち

- 重点アクションⅠ　仮　ＵＢＥビエンナーレ開催
- 重点アクションⅡ　仮　うべの里アートフェスタ開催
- 重点アクションⅢ　仮　まちなかアートフェスタ開催
- 重点アクションⅣ　宇部市芸術祭開催

テーマＢ　にぎわいのあるまち

- 重点アクションⅠ　中心市街地の賑わい創出

テーマＣ　未来に向かうまち

- 重点アクションⅠ　文化活動推進のための人材育成及び活躍の場の創出
- 重点アクションⅡ　子どもの文化体験の推進

9 テーマ別施策体系

テーマＡ　アートの薫るまち

施策体系：【主】本市独自の文化活動の継承・発展・活用

●戦災からのまちの復興と当時世界一と言われた公害問題を克服する過程で、日本で初めて「緑と花と彫刻によるまちづくり」に取り組んだ本市。この先人たちの精神（こころ）を受け継ぎ、世界最長の歴史を誇る野外彫刻のコンクール「ＵＢＥビエンナーレ（現代日本彫刻展）」を半世紀以上にわたり開催しています。

●人口減少や少子高齢化が急速に進行し、本市ならではの地方創生に取り組んでいくにあたり、再びまちづくりの原点に立ち返り、「アートによるまちづくり」を推進し、「アート」の持つ力で「ひと」と「まち」の活力を生み出します。

これまでの取組

2015 年から 2019 年まで 2 年毎の 10～11 月に、ＵＢＥビエンナーレを核として、うべの里アートフェスタやまちなかアートフェスタ、宇部市芸術祭に、宇部の「食（グルメ）」の要素も加え、市内全域で魅力的なイベントの創出に取り組む「ＵＢＥビエンナーレ×まちじゅうアートフェスタ」を開催し、市内外から 18 万人を超える多くの来場者を迎えました。

今後の展開

●これまで、独自に開催していたイベントを、さらに「ＵＢＥビエンナーレ」に統合して、今後も相互に関連性を持たせ、市内全域での面的な取組を継続していきます。

●彫刻だけでなく、絵画や美術、手工芸などの様々なジャンルによる催事に取り組むとともに、身近な生活や空間の中にアートを見出していくなど新たな展開をより一層進めます。

●四つの会場をつなぐ仕掛け（イベント交通機関など）や、開催時期を分散するなど市民がアートに触れる機会を増やすなど、アートによるまちづくりを持続させていきます。

テーマＡ　重点アクションと目標指標

Ⅰ　UBEビエンナーレ開催

本市の重要な地域資源である彫刻と彫刻のあるまちづくりに対する市民の誇りや愛着心を醸成するとともに、多彩な文化とのコラボレーションにより、「彫刻のまち宇部」を積極的にアピールし、交流人口の拡大を図ります。

取組内容

・「ＵＢＥビエンナーレ世界一達成市民委員会」を中心に、様々な関連イベントや音楽、演劇、絵画等の文化・芸術活動と連携した総合的なアートイベントとして魅力を高めるとともに、国内外に向けて積極的に情報発信を行い、認知度の向上を図ります。
・ＵＢＥビエンナーレ関連イベントや他の文化イベントとの連携を図り、子ども・青年層をはじめ、市民が気軽に参画できる仕組みをつくります。
・応募された全模型作品を展示する「応募作品展」を開催します。

目標指標	目　標　値　（人）					
	2019年度（R1）基準年度	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2024年度（R6）	2025年度（R7）	2026年度（R8）
（隔年開催）来場者数	102,663					

※UBEビエンナーレは隔年開催

Ⅱ　うべの里アートフェスタ開催

2年に一度開催する「ＵＢＥビエンナーレ（現代日本彫刻展）」に合わせて、北部地域でもアートイベントを開催し、同地域の活性化や交流人口の増加を促進します。

取組内容

・北部地域在住の作家を中心に、地元作家によるアート作品の展示やワークショップを開催します。
・ＵＢＥビエンナーレ関連作家によるアート作品の展示やワークショップを開催します。
・地元の食材を使用した食の提供やグルメイベントを開催します。
・北部の自然や歴史・伝統などの地域資源を紹介・ＰＲするとともに、それらの地域資源を活用したイベントを展開し、北部地域の魅力を積極的に発信します。
・北部６校区と連携して、イベントを企画・実施します。

目標指標	目　標　値　（人）					
	2019年度（R1）基準年度	2022年度（R4）	2023年度（R5）	2024年度（R6）	2025年度（R7）	2026年度（R8）
（隔年開催）来場者数	33,733					

Ⅲ　まちなかアートフェスタ開催

中心市街地を舞台にした市民参加型のアートイベントで、様々な世代・ジャンルのアートを展開することにより、中心市街地でのにぎわいを創出します。

取組内容

・子どもから大人、アマチュアからプロのアーティストまで、様々なジャンルの芸術イベント、ワークショップなどを開催することで、中心市街地に芸術の表現の場、芸術とのふれあいの場を創出し、市民が気軽にアートに参画できる仕組みをつくります。
・ＵＢＥビエンナーレ関連作家によるワークショップや創作体験など参加できるイベントを実施します。
・文化活動団体や中心市街地の商店街と連携してイベントを実施します。

目標指標	目　標　値　（人）					
	2019 年度（R1）基準年度	2022 年度（R4）	2023 年度（R5）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7）	2026 年度（R8）
（隔年開催）来場者数	23, 190					

Ⅳ　宇部市芸術祭開催

多くの市民に各種文化活動の発表の場や鑑賞或いは体験の機会を創出し、新たな創造意欲や文化活動への関心を喚起することにより、本市の文化の振興を図ります。

また、宇部文化連盟と共同で主催することで、文化団体の主体的な参画と団体の活性化を促進します。

さらに、子どもたちに参加又は鑑賞の機会を創出し、伝統文化をはじめ、各文化活動への関心や興味の誘発を図ります。

取組内容

・市民が参加、出演又は鑑賞する舞台・展示及び文芸などの文化行事を主会場の文化会館をはじめ、集客の多い施設なども活用して開催します。
・参加者の意欲向上、来場者の増加を図るため、ホームページ等を活用して積極的に情報を発信します。
・来場者、特に子どもたちの関心や興味を高めるため、ワークショップなど体験型のイベントを実施します。

目標指標	目　標　値　（人）					
	2019 年度（R1）基準年度	2022 年度（R4）	2023 年度（R5）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7）	2026 年度（R8）
延べ参加者数（出演者及び出品者）	2, 374	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
鑑賞者数（入場者及び観覧者）	25, 961	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000

効果的な事業推進に向けて

～つなぐ・ひろがる　“まち・ひと・アート”～

つなぐ･ひろがる

芸術作品から身近なアートまで、そして、宇部の食（グルメ）をつなぎ、宇部のまち・ひと・アートの魅力をまちじゅうに広げていくとともに、国内外に広く発信し、新たな交流を生み出します。

取組内容

・回遊性を持たせるため、各イベントを関連付けるイベントを実施します。
・各会場をつなぐ移動手段を確保するとともに、周遊ツアーを実施します。
・産業観光ツアーなど、既存の事業との連携イベントを実施します。
・専用ホームページやパンフレット等を活用した一体的・広域的な情報発信を展開します。
・開催時期以外の取組についての支援とＰＲを実施します。

食(グルメ)

宇部の食（グルメ）の特徴や魅力をアピールするとともに、郷土料理や伝統食などのＰＲを行い、誘客を図ります。

各イベントの中で「食（グルメ)」の要素を取り入れ、にぎわいの創出を図ります。

取組内容

・郷土料理や伝統食を含む本市の「食文化」をＰＲするイベントを実施します。
・各イベント会場周辺店舗等と連携し、特別メニューの設定や期間中の割引などを実施します。

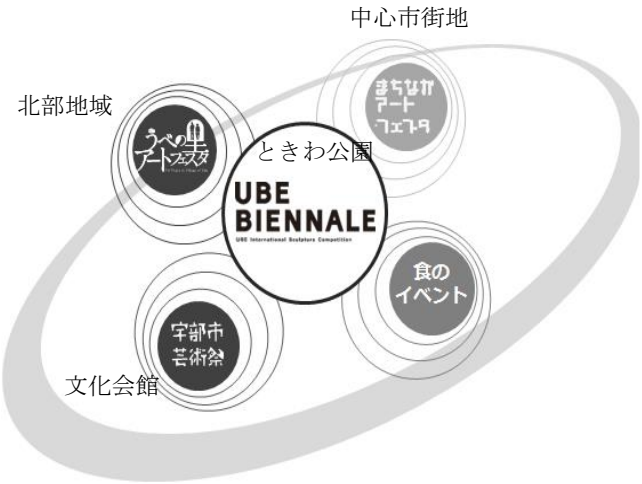

「第 28 回 UBE ビエンナーレ×まちじゅうアートフェスタ 20195」【2019 年（平成 31 年）10 月～11 月】では、目標を大きく上回る延べ 180,000 人を超える来場者をお迎えしました。

テーマＡ　その他の施策

※「施策の柱」とは、「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」に規定されているものです。

施策の柱	番号	施策内容
自主的な文化活動の促進	1	彫刻に親しみ、ふれあう機会を創出する企画展を開催する
本市独自の文化活動の継承・発展・活用	2	彫刻に関する授業やワークショップ、ガイドツアーを開催する
	3	公共施設等へ彫刻を設置する
	4	植物に魅力や親しみを感じる展示や講習会、園芸相談を開催する
	5	花いっぱい運動記念ガーデンを利用した市民参加型の取組を計画する
文化に触れる機会の充実	6	市民参加型のアートイベントを行い、快適でにぎわいのある中心市街地を創出する
文化施設の充実と管理運営	7	ときわミュージアムの魅力を効果的にＰＲし、新たな入館者とリピーターの確保に努める
産業経済分野との連携と情報の発信	8	「ＵＢＥビエンナーレ×まちじゅうアートフェスタ」の情報を発信する

テーマＢ　にぎわいのあるまち

施策体系：【主】産業経済分野との連携と情報の発信

●本市中心市街地では、市民の自主的で多彩な文化活動が盛んに展開されるとともに、国の重要文化財である「渡辺翁記念会館」をはじめ、国の近代化産業遺産に認定された「旧宇部銀行館」など、特色ある独自性豊かな文化財産が存在しています。
●市民による多彩な文化活動は、市民生活にうるおいや活力をもたらすとともに、本市独自の素晴らしい文化財産は、観光・交流資源としても十分に活用できます。
●文化活動への参加を望む市民のために、本市の文化財産を活用したイベントの開催や、文化活動団体に関する情報提供など、市民の文化活動への参加を通じて活気と賑わいのあるまちづくりを進めます。
●本市独自の文化財産を観光・交流資源として有効活用し、地域主体の観光メニューを開発することなどにより、交流人口の増加に取り組むとともに、中心市街地の賑わい創出を図り、ひいては市全体の活性化につなげます。

これまでの取組

渡辺翁記念会館では、宇部市文化創造財団等と連携し、多くの市民が参加・出演する宇部市芸術祭や、様々なジャンルのコンサートなどを開催しています。

文化会館を中心として、中心市街地に立地した、百貨店や美術館などと連携して、各種の展覧会・コンサートなどを開催してきました。

（※百貨店は 2018 年閉店、美術館は 2019 年郊外へ縮小移転）

また、本市の地域資源と人材を活用した、まち歩きやふるさと体験、歴史、グルメやアートなど、様々なジャンルのプログラムを「うべふるさとツーリズム」や各種着地型観光ツアーとして民間事業者やＮＰＯと連携して実施しています。

今後の展開

●引き続き、渡辺翁記念会館や旧宇部銀行館など本市の文化財産に市内外から誘客し、まちの活性化につなげていくため、魅力を増大させていきます。
●文化財の価値や魅力を観光産業とつなげ、にぎわいを創出していきます。
●温泉・神社仏閣等の「従来型観光」以外の、歴史ドラマやまち歩き、文化・自然体験などへの関心が高まる中、新たな観光ニーズへ対応を図ります。
●中心市街地にある、大学・ホテルなどの各種施設・機関や観光コンベンション協会などと連携して、会議・大会などのコンベンションを開催・誘致します。

テーマＢ　重点アクションと目標指標

Ⅰ　中心市街地のにぎわい創出

本市では、2015 年（平成 27 年）に「宇部市にぎわいエコまち計画（低炭素まちづくり計画)」を策定し、地球環境に優しい暮らし方や少子高齢化に対応した暮らしなど、これからのまちづくりの課題解決と「市の顔」としての中心市街地の魅力向上を図る施策に取り組んでいます。

この計画で重点整備地区として位置づけられた「宇部新川駅周辺地区」と「中央町三丁目地区」・「市役所周辺地区」及び近接には、渡辺翁記念会館や文化会館、多世代交流スペース、旧宇部銀行館など公共の施設のほか、大学・都市型ホテル・業務地区・中心商店街などがあります。

これらを有機的に連携させ、文化事業の活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出につなげます。

取組内容

・渡辺翁記念会館や文化会館における公演や講演会、展示会などを積極的に開催します。
・公共・民間の施設での相互連携事業やコンベンションなどの開催・誘致を行います。
・宇部新川駅を発着点としたまち歩きや、各文化施設を活用した体験事業を実施します。
・グルメやアートマルシェなど様々なプログラムを民間事業者やＮＰＯ団体等と連携して実施します。
・渡辺翁記念会館や旧宇部銀行館など、市内の村野藤吾建築のＰＲを実施します。

目標指標	目　標　値					
	2019 年度（R1）基準年度	2022 年度（R4）	2023 年度（R5）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7）	2026 年度（R8）
記念会館・文化会館延べ来場者数（人）	153, 896	155, 000	158, 000	161, 000	164, 000	167, 000
記念会館公演等回数（回）	98	100	102	104	106	108
文化会館ホール公演等回数　（回）	102	105	107	109	111	113

153, 896

効果的な事業推進に向けて

～中心市街地のにぎわいの創出～

渡辺翁記念会館・文化会館とアート

渡辺翁記念会館･文化会館

渡辺翁記念会館は、宇部市発展の基礎を築いた渡辺祐策翁の遺徳を記念して、翁の関係した 7 事業各社（宇部興産株式会社の前身会社）の寄付を得て、1937 年（昭和 12 年）に竣工し、2017 年（平成 29 年）には開館 80 周年を迎えます。

同会館は、昭和を代表する建築家、村野藤吾の傑作として国内外に広く知られた建築物で、2005 年（平成 17 年）には、国の重要文化財に指定されました。また、隣接した文化会館も村野氏の設計によるもので、本市の文化活動の拠点として一体的に運営されています。

また、両会館は宇部新川駅に隣接し、周辺にはコンベンション機能を持つ二つの都市型ホテルや、山口大学医学部、商業地区などがあります。

産業観光やうべふるさとツーリズム等と連携し、産業・観光・まちづくり・福祉など多様な文化への波及効果を図るとともに、両会館の文化事業を活性化し、来場者を増加させることで、中心市街地のにぎわいの創出につなげていきます。

さらに渡辺翁の理念、ひいては“宇部の精神（共存同栄・協同一致）”を受け継ぎ、両会館を中心に、宇部市文化創造財団と連携しながら、将来を担う子どもたちや若者、子育て世代に様々な公演等の鑑賞機会を創出していきます。

国の重要文化財
渡辺翁記念会館　1937 年（昭和 12 年）竣工
村野藤吾設計の傑作として国内外に
広く知られた建造物です

テーマＢ　その他の施策

※「施策の柱」とは、「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」に規定されているものです。

施策の柱	番号	施策内容
自主的な文化活動の促進	1	渡辺翁記念会館等の利用促進のため、文化事業を実施する市民団体に対し、使用料の減免等の活動助成を行う
	2	「第九歓喜の歌でＨＡＰＰＹ　ＥＮＤ」を官民協働組織の実行委員会の企画・運営により開催する
文化財の保存・継承・活用	3	中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源の既存ストックを有効活用する
	4	郷土史テーマ別展示や史跡探検ツアー実施する
	5	渡辺翁記念会館について、国の重要文化財であることをＰＲし、活用を促す
文化に触れる機会の充実	6	デジタルアートやメディアアートなど先進テクノロジーと融合した新たなアートの創出に取り組む
国内外における文化交流の促進	7	ユネスコ思想の普及計画活動を行っている宇部ユネスコ協会を支援する
	8	外国人に対し、日本文化の紹介や体験の機会を提供し、国際交流を促進する
		海外都市との青少年交流を進め、異文化間における相互理解を促進する
文化活動を担う人材の育成と確保	9	アーティストの滞在型創作活動を推進し、市民とアーティストとの交流を創出する
文化施設の充実と管理運営	10	渡辺翁記念会館・文化会館・ヒストリア宇部において、指定管理者制度による効率的・合理的な施設の管理運営を図る
産業経済分野との連携と情報の発信	11	まち歩きやふるさと体験、グルメやアートなど様々なジャンルのプログラムを民間事業者やＮＰＯ団体等と連携して開催する
	12	産業観光推進については、土日の催行や食の充実などを関係者・団体等と検討し、受注型・募集型のバスツアーを催行するとともに、宿泊施設とタイアップし、宿泊を促進する
	13	本市の１次産品とその加工製品を全国にＰＲするため、「うべ元気ブランド」を認証するとともに、認証製品の製造及び販路拡大を支援する
	14	「赤間硯」の後継者育成につながる事業の実施（製作体験等）、新たな商品の開発、展示会・イベントへの出展を行う
	15	宇部まつり、花火大会、新川市まつりなどを開催する
	16	文化事業について、積極的・効果的に情報発信を行う

テーマＣ　未来に向かうまち

施策体系：【主】子どもたちへの文化の教育と文化活動の支援

●文化の主体は「ひと」であり、文化は「ひと」から「ひと」へと受け継がれ、文化活動を継続することで、自然と次世代へ受け継がれていくものです。
●文化が途切れることなく伝承される環境を整えるために、地域文化の伝承者や芸術家、さらには文化活動をサポートする幅広い人材を育成・確保することにより、文化が継承・発展されることを支援していきます。
●将来を担う子どもたちが、ふるさとへの誇りや愛着心を抱くことができるよう、本市の歴史や文化、地域資源を学ぶ機会を増やしていきます。

これまでの取組

宇部市文化創造財団と連携して、多彩で本格的な文化事業を自主的に運営する体制構築を支援してきました。

また、小・中学生を対象とした様々な文化を体験できる機会として、「子ども伝統文化わくわく体験学校」や「子ども文化夢教室」を市内文化団体の協力を得ながら開催し、人材の育成に取り組みました。

宇部志立市民大学文化学部（後に環境・アート学部に改組）を開講し、受講生が本市の文化・歴史などを学び、その後、文化まちづくりサポーターとして、文化事業を支えたり、市民大学卒業生を対象に、より深い専門知識や技術を習得し、実践能力を培うために設置した市民大学大学院では、文化学コースを開講しました。

※宇部志立市民大学は、2020 年度を最後に閉校しました。

2020 年度から、宇部アートコミュニティ事業（うーばー・プロジェクト）を実施し、人とアート作品、人と人、人と場所をつなぐことにより、地域社会にゆるやかな「文化の縁」を広げるよう試みを行っています。

今後の展開

●将来を担う子どもたちの育成のため、学校現場での文化芸術の教育を望む意見が多いことから、学校で文化芸術に触れる機会を増やします。
●地域社会において幅広い層の社会参加を進めていくため、高齢者や障害者、在留外国人、子どもたち等に対する文化活動への参加促進を図ります。
●本市固有の歴史を後世に伝えていくため、文化財の保護及び活用の推進、郷土資料の収集・整理及び管理していきます。
●地域社会に「文化の縁」を広げ、アートによるまちの活性化を図る「うーばー・プロジェクト」を推進します。

テーマＣ　重点アクションと目標指標

Ⅰ　文化活動推進のための人材育成及び活躍の場の創出

本市独自のまちづくりの歴史や文化を学ぶことにより、文化によるまちづくりを進めていくための人材を育成し、そしてその人材の地域内外での活躍により、本市の市民力の向上や地域活動の活性化を図り、もって本市の文化力を高めていきます。

取組内容

・うーばー・プロジェクトのうーばー（受講生）が、本市独自のまちづくりの歴史や「アートによるまちづくり」について楽しく学べ、かつ実践できるカリキュラムを展開し、文化活動・地域活動を支える人材となるよう努めます。
・うーばーがプロジェクト受講（3 年制）終了後に、自主的に文化イベントなどの企画・運営スタッフ等として活動するため、文化団体やイベント情報などを提供します。
・地域活動の支援のため、地域固有の歴史、文化、自然を保存・継承し、地域の魅力向上や誇りの醸成を図るため、学習等への講師派遣や支援を実施します。

目標指標	目　標　値　（人）					
	2019 年度（R1）基準年度	2022 年度（R4）	2023 年度（R5）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7）	2026 年度（R8）
うーばー養成者数（累計）	－	40	50	60	70	80
アートマネージャー養成者数（累計）	42					

Ⅱ　子どもの文化体験の推進

歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた伝統文化を、将来にわたって確実に継承し、発展させていくための活動を支援するとともに、次世代を担う子どもたちが歴史・伝統・文化に対する関心や理解を深め、尊重する態度を育てることにより、豊かな人間性を養います。

また、小中学校において、地域の伝統的産業である琴や赤間硯を活用した授業を通して、本市の伝統工芸への興味や関心を喚起します。

さらに、平日の放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動に取り組むことにより、地域社会の中で子どもたちを見守り育んでいく環境づくりを進め、自主性・社会性・創造性豊かな子どもの育成を図ります。

地域学童保育では、利用児童に、地域のボランティア等が持つ様々な知識や技能を活かして、勉強やスポーツ・文化、体験活動を行う機会を提供することで、子どもたちの心豊かな成長を助長します。

取組内容

・小・中学生を対象とした様々な伝統文化を体験できる機会として「子ども伝統文化わくわく体験学校」を市内文化団体の協力を得ながら開催します。
・「子ども伝統文化わくわく体験学校」を主管する各文化団体を支援します。
・ 地域の伝統的産業である琴や赤間硯を活用した授業を通して、地域の伝統・文化を踏まえた教育を推進します。
・ 彫刻に親しむ機会を創出するため、小学校では彫刻の見学や作品制作を行い、中学校では専門家の指導による作品制作を実施します。
・ 地域の子どもと大人との積極的な交流を行い、地域コミュニティの充実を図ります。
・ 放課後や週末等に、勉強やスポーツ・文化、体験活動、地域住民との交流活動の機会を創出し、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
・ 地域学童保育の活動として、地域のボランティア等の協力を得ながら、勉強やスポーツ・文化、体験活動など児童の健全育成につながる取組に対し、支援を行います。
・ 小学生の文化体験活動の一環として、市内外の専門家から直接指導を受けるワークショップ型の教室を開催します。
・ ひとり親世帯など、経済的に不安定な世帯の子どもたちに、文化事業に触れる機会を創出する「あしながおじさん事業」を実施します。

目標指標	目　　標　　値					
	2019 年度（R1）基準年度	2022 年度（R4）	2023 年度（R5）	2024 年度（R6）	2025 年度（R7）	2026 年度（R8）
琴を活用した授業を行う中学校数（校）	12					
硯を活用した授業を行う小学校数（校）	24					
彫刻教育を実施した学校数（校）	30					
放課後子ども教室への年間参加児童数（人）	18,536					
外部人材活用事業費補助金交付団体数（団体）	8					
社会的包摂事業（あしながおじさん事業）（参加者数）	？					

効果的な事業推進に向けて

文化芸術の創造・継承と体験機会の創出

～産官学民が連携し、地域の文化資源を活用した人材育成・地域活性化を図る～

文化芸術創造･活用のためのプラットフォームを形成

伝統文化、生活文化、芸術など多様な文化芸術の振興を図るため、産官学民が連携し、より多くの市民が文化芸術に触れ、創造・継承することができるよう、機会の創出を図っていく必要があります。

同時に、文化芸術活動の担い手や専門的人材を育成・確保していくために、アーティストや文化活動団体の技術・技能の向上、ボランティア人材の育成・活用に向けた支援も必要です。

文化芸術を持続的に発展させていくために、幅広いネットワークを形成し、「市民一人ひとりが活躍できる社会」、「誰もが文化芸術を楽しむことができる社会」の実現を目指します。

取組内容

・多様な文化芸術活動の振興
・文化芸術活動の担い手、専門的人材の育成
・産官学民のネットワークを形成
　ネットワークイメージ：市、文化創造財団、産業界、アーティスト、文化団体、芸術・文化施設、教育機関、福祉施設、近隣自治体

文化芸術を楽しむ環境づくり（社会的包摂）

文化芸術は限られた人々だけの特別なものではなく、人々の日常の生活の中にあるものです。

文化芸術を創造・享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いであり、身体的、社会的な状況にかかわらず文化芸術に参画できる機会を整備し、文化芸術における社会的包摂が図られる施策に取り組みます。

取組内容

・学校教育における文化芸術活動の振興
・地域住民と連携した伝統文化・文化財の継承
・高齢者、障害者、在留外国人、子育て中の人々などが文化活動を行いやすい環境整備
・文化施設の活用を推進
・文化芸術情報の発信力を強化

テーマＣ　その他の施策

※「施策の柱」とは、「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」に規定されているものです。

施策の柱	番号	施策内容
自主的な文化活動の促進	1	図書館利用者の拡大、読書活動の推進及び生涯学習の振興を図る
	2	地域の教育力（人・自然・文化等）を活かしたコミュニティ・スクールの取組を支援する
本市独自の文化活動の継承・発展・活用	4	特産品に関連したイベントを実施する
	5	市内の１次産品を使った料理コンテストを開催する
文化財の保存・継承・活用	6	文化財の周辺環境の整備や、説明板・標柱等を設置する
	7	文化財管理者及び文化財愛護活動団体への助成を行う
	8	文化財や芸術作品の保護管理と環境の体制整備を行い、ふるさとの歴史と文化の継承を行う
子どもたちへの文化の教育と文化活動の支援	9	ふるさと学習副読本を編集・発行し、毎年度小学３年生と中学１年生の全児童・生徒に配布する
	10	読書を通じて、文学への興味・関心を持たせ、子どもたちの表現力、想像力や感性を養い、心豊かな成長を支援する
	11	小・中学校の総合的な学習の時間において、地域の文化や文化財を活用した学習活動を行う
文化に触れる機会の充実	12	市民教養講座を開催し、各界で活躍する著名人を講師として招き、市民の知識、教養を高める機会を提供する
文化活動を担う人材の育成と確保	13	アートパフォーマーバンクの登録者・利用者の増加を図る
	14	市民が様々なボランティア活動に積極的に参加する（まちの清掃活動、本の読み聞かせ、観光おもてなしガイドなど）
総合的な文化の振興のための体制整備	15	文化活動に参加・鑑賞できる機会を数多く提供する
	16	文化活動に参加しやすいよう、土日や平日夜間の文化イベントを積極的に開催する
文化施設の充実と管理運営	17	図書館・学びの森くすのきにおいて、生涯学習の拠点施設として、資料情報の収集、整理、保存、また、情報化・国際化など社会の進展に応じた情報の収集、サービスの提供を行う
	18	学びの森くすのきにおいて、専門的知識を持つ司書や学芸員を中心に市民ボランティアによるレファレンス機能の充実を図り、市民の学習活動を支援する
	19	学びの森くすのきにおいて、博物館機能の充実を図り、各種プログラムを企画・実施する
	20	ＩＣシステムを年次的に整備し、図書館利用者の利便性向上と読書環境の充実を図る

宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例

（平成 22 年条例第 57 号）

原文縦書

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。

そして、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。

石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人たちの献身的な取組の中で「共存同栄・協同一致」の精神（こころ）が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。

そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。

この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。

また、市内には、産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があります。

特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して、文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市並びに市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもたちの健やかな成長、心豊かな市民生活及び活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化、生活文化その他市民が主体的に行う創造的な諸活動及び文化財（近代化産業遺産（日本の産業の近代

化を支えた建造物、機械等で、経済産業省が各地域から募集し、認定した文化遺産の一分類をいう。）を含む。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

第３条　市並びに市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）は、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっては、次に掲げる理念を基本とする。

(1)　文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う市民等の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。

(2)　市の独自性あふれる文化活動及び文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。

(3)　市民すべてが文化を創造し、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発に行われるような環境の整備に努めること。

(4)　文化の振興に関する活動及び取組を観光、産業その他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。

（市の役割）

第４条　市は、市民等と協働して、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第５条　市民等は、自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承及び発展並びにこれらの発信に積極的に努めるものとする。

２　市民等は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

（基本方針の策定）

第６条　市長は、文化の振興及び文化によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関すること。

(2)　本市独自の文化活動である緑と花と彫刻によるまちづくり及び伝統文化の継承、発展及び活用に関すること。

(3)　渡辺翁記念会館を始めとした文化財の保存、継承及び活用に関すること。

(4)　学校、家庭及び地域における子どもたちへの文化に関する教育及び子どもたちの文化活動への支援に関すること。

(5)　文化の創造若しくは鑑賞又は文化活動への参加その他広く市民等が文化に触れる機会の充実に関すること。

(6)　文化を通じた市民等の国内外における交流の促進に関すること。
(7)　文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。
(8)　総合的に文化の振興を進める体制の整備に関すること。
(9)　文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。
(10)　文化の振興に係る取組と産業経済分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な文化に関する情報の発信に関すること。

3　市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ次条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5　前２項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（審議会）

第７条　前条第３項に定めるもののほか、本市の文化の振興及び文化によるまちづくりに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議させるため、宇部市文化振興まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、委員 10 人以内で組織する。

3　委員は、市民、学識経験者及び文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者のうちから、市長が任命する。

4　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定める。

附　則　（平成 22 年 12 月 28 日条例第 57 号）　抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日以後最初に市長が任命する審議会の委員の任期は、第７条第４項本文の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

（　以下略　）

令和３年(2021 年)11 月　日

宇部市長　篠　崎　圭　二　様

宇部市文化振興まちづくり審議会
会　長　　福　田　　隆　眞

宇部市文化振興ビジョン（第三次改定版）について（答申）

○○○